

平成26年度横浜市子ども・子育て会議第11回保育・教育部会 第30期横浜市児童福祉審議会 第2回保育部会 合同会議 会議録	
日 時	平成27年3月19日（木）午後5時～午後8時
開催場所	マツ・ムラホール
出席者	神長美津子委員、亀澤好子委員、菊池朋子委員、木元茂委員、佐野健一委員、天明美穂委員、長谷山景子委員、増田まゆみ委員、山本真実委員、米田佐知子委員
欠席者	岸井慶子委員
開催形態	公開（傍聴者0人）※一部非公開
議 題	<p>&lt;議題&gt;</p> <p>(1) 保育所及び家庭的保育事業等の認可について（※非公開）</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園の認可について（※非公開）</p> <p>(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について</p> <p>(4) 「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」の改正について</p> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>(1) 市立保育所民間移管 検証結果の概要と今後の事業計画について</p>
<p>※「(1) 保育所及び家庭的保育事業等の認可について」及び「(2) 幼保連携型認定こども園の認可について」は議事非公開</p> <p>&lt;議題&gt;</p> <p><b>(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について</b></p> <p>○事務局（資料に基づき説明）</p> <p>○木元委員 2号認定については、必ず年齢別に利用定員を設定しなければならないでしょうか。1号と同じく、3～5歳の全体で定員を設定したほうが、現実的には運用しやすいのではという感想を持ちました。</p> <p>○事務局 2号認定・3号認定は、もともと認可定員自体を年齢別に定めておりますので、利用定員も認可定員と連動させる形で年齢別に設定しています。</p> <p>○増田部会長 事務局の原案を当部会として了承することといたします。</p> <p><b>(4) 「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」の改正について</b></p> <p>○事務局（資料に基づき説明）</p> <p>○山本委員 「乳児4人以上を入所させる保育所等に係る保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができる」ということですが、「当分の間」とはどれほど考えられるのでしょうか。</p> <p>○事務局 国から明確なところは示されていませんので、まさに当分の間、状況を鑑みてということになるかと思えます。</p> <p>○増田部会長 そのほか特段御意見がないようなのですが、この条例改正については、当部会としての意見書を児童福祉審議会の総会に提出することとなります。今回の意見書の内容につきましては、委員長の私に一任させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>○委員一同（異議なし）</p> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <p><b>(1) 市立保育所民間移管 検証結果の概要と今後の事業計画について</b></p> <p>○事務局（資料に基づき説明）</p> <p>○菊池委員 民間移管による運営の効率化というところで、平成16～28年度の移管により運営費が総額約7億9,000万円縮減できた、また、職員の定数の削減ができたと記載があります。これだけ縮減できたというのは、市立保育所の保育者の方の待遇が変わっている、また配置されている職員数が減っているということなのではないでしょうか。</p>	

○事務局 本事業については、運営の効率化が本来の目的ではありませんが、市立保育所の保育士と民間の保育士と平均給与の差等により、結果としてこのような数字が出ているとご理解ください。職員定数削減については、職員を退職させているのではなく、異動において市職員がその園からいなくなるを示しています。保育士の配置については、配置基準にあわせ、元の市立保育所の保育士のかわりにスムーズに移管法人の保育士が配置されるよう、経験年数等を加味しながら進めています。

資料	<p>資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第30期横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿</p> <p>資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第30期横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿</p> <p>資料3 横浜市子ども・子育て会議条例</p> <p>資料4 横浜市児童福祉審議会条例</p> <p>資料5-1 保育所、家庭的保育事業等、幼保連携型認定こども園の認可等に関する審議について</p> <p>資料5-2 保育所等の整備補助金交付事業一覧</p> <p>資料5-3 認可に関する設備及び運営の基準</p> <p>資料5-4 事業計画における確保方策（2・3号）と新規整備の整合性について</p> <p>資料5-5 児童福祉審議会での意見聴取の審議対象案件一覧について</p> <p>資料6 子ども・子育て会議での意見聴取の審議対象案件一覧について</p> <p>資料7 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について</p> <p>資料8 「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」の一部改正について</p> <p>資料9 市立保育所民間移管 検証結果の概要と今後の事業計画について</p>
----	---